

ゴビンダ通信

No 26

発行：無実のゴビンダさんを支える会
事務局

Justice for Govinda

- Innocence Advocacy Group

May 31.2006

「支える会」のみなさん、私の無実を信じて支援して下さる全てのみなさん！

お元気ですか？ グッドニュースです！ 私は、この4月、4級から3級に上がりました。3級になると、家族や客野さん(支える会)に月2回、手紙書くことができます。また月2回、面会することもできます。2年以上、何にもトラブルなしで、一生懸命、仕事したから、3級になることができました。嬉しいです。3級から仮釈もらうこともできるそうです。でも悪いこと何もやってないから、再審裁判で「無罪」になって、もっと早くネパールに帰れること信じています。みなさんから裁判所に「被害者のバッグ(真犯人の触れた部分)のDNA鑑定、必ずやって判断してください」という声、届けてください。お願いします。高裁判決みたいに再鑑定させないで有罪だということ、おかしいです。

みなさんをお願いごとがあります。お母さんは病気がちで日本に来られないから、できればいつでもいいから、二人の子供たち(ミティラとエリサ)とラダさん、日本によんでくだされば、ありがたいことです。お願いします。

今は寒さも暑さもないので、刑務所の生活、少し楽です。しかし心に平和はない。最近、刑務所のいろいろなことで、精神状態が悪くなって、夜よく眠れないです。私は13工場で仕事しています。先月から新しい担当部長に代わりました。前の担当部長は、かなりやさしくて楽でしたが…。こんな寝不足の日をずっと続けてると、病気で早く死んじゃうかもしれない。悪いことやった受刑者は、いくらつらくても当たり前のことです。しかし私は何にも悪いことやっていない人間だから、心痛くてがまんできない。

私の人生、このまま刑務所で終わってしまうかもしれない…このことで、いつもいつも、言葉にならないくらい苦しんでいます。

みなさん、これからもずっと、ご支援つづけてください。お願いします。

”無実”ゴビンダ・プラサド・マイナリ

2006年5月9日横浜刑務所にて

P.S. この手紙、ローマ字で書いています。日本語クラス、もう13回、勉強しました。ひらがなと少しカタカナを覚えました。でも物覚え弱いので時間かかります。

面会報告

5月24日から受刑者処遇についての新法が施行されました。したがって、5月は11日の引受人面会に加えて、25日蓮見さんとの友人面会も実現しました。

5月25日： 新法施行の翌日、早速、引受人の客野さんと一緒に横浜刑務所に行きました。私にとっては、以前のように特別面会という立場ではなく、事前の届けもなく友人として面会する最初となりました。昨年の通訳としての面会から1年以上経過しており、ゴビンダさんがどういう様子で現れるかすこし不安でしたが、以前と変わらずにこにこと、元気に薄いブルーグリーンの作業服で姿を見せました。お腹の辺りが一回りほど、大きくなったかなと思いましたが、本人は2kgくらい増えただけと言っていました。一日椅子に座っての作業で、運動不足になりがち。それで体重が増してしまうのでしょうか。

途中からゴビンダさんは突然ネパール語で話し始めました。刑務官が驚いて顔をあげたので、あわてて通訳しました。しばらくネパール語でやりとりしましたが、子供たちに会いたいので日本によんでもらえないかなど、内容的には日本語でも話せるものでした。おそらく、ゴビンダさんは久しぶりに母語で話したかったのでしょう。それだけでも、面会に行ったかいがあったと、うれしく思いました。これからは、他の支援者の方々も面会にこられるようになるということで、とても喜んでいました。ゴビンダさんにとって手紙と面会が一番の楽しみです。ゴビンダさん(旧法での「3級」)は新法で「第4類」なので、面会回数は原則どおり月2回ですが、これからは事務局と連絡をとりあって、いろいろな方が訪問し、少しでもゴビンダさんに塀の外の風を送ってあげられればと思います。(蓮見)

第3回東京高裁要請報告

5月18日(木)、東京高裁第四刑事部に対して、ゴビンダさんの再審開始決定を求める第3回目の要請行動を行いました。「はしり梅雨」の小雨が舞い落ちる空のもとで、「無実のゴビンダさんを支える会」「布川事件：桜井・杉山さんを守る会」は共同で12時から1時まで裁判所前の歩道でビラ配布とマイクでの訴えを行いました。

昼食休憩後、布川事件の『東京高裁は検察庁の即時抗告を却下せよ!』の熱い要請に続いて、2時30分からゴビンダ支援者等14名が高裁の中に入り要請を行いました。最初に、全国から寄せられた3回目となる563筆の署名を提出し、ゴビンダさんの「再審無罪!」の声が非常に強いことを訴えました。一審無罪で釈放され故国ネパールに帰るばかりになっていたこと、そのゴビンダさんを強引に再勾留した上、逆転有罪にした高裁判決がきわめて不正義であること、無実なのに無期懲役刑を強いられ刑務所で大変に苦しんでいる様子などが語られました。それを受けて誤判からの救済である再審を早急に決定すべきであることを参加者全員がそれぞれの立場や思いを込めて個性豊かに訴えました。

訴えの窓口は、訟廷課の書記官3名でこの要請の内容は裁判官にきちんと伝えるという事でした。今後も、このような要請を2~3ヶ月に1度は継続して行います。(武蔵記)

* 全国からたくさんの署名が寄せられ、大変感謝しています。「針の穴に駱駝を通す」ためには、このような地道な努力を長年継続することが大切です。これからも引き続きよろしく願いいたします。署名用紙は、HPからもダウンロードすることができます。

4月8日支援集会の報告「一日も早く、再審開始決定を！」

ゴビンダさんが裁判に対する怒りと無念の思いで横浜刑務所に服役してからすでに2年半。再審を請求してから1年が経ちました。再審開始によりゴビンダさんの冤罪を晴らすことを願う多くの参加者の熱い思いで、新たな一步を踏み出す集会となりました。以下、紙面の制約上、ゴビンダ弁護団の報告、秋山弁護士の講演など、集会の一部を要約して紹介します。

再審請求の新たな段階 ……………ゴビンダ弁護団：神田安積弁護士

昨年は名張事件、布川事件に再審開始決定が出たものの、大崎事件や日野町事件は請求が棄却されるなど、再審の現実は依然として厳しい。ゴビンダさんは2005年3月24日に再審請求を行ったが、12月に検察から再審を行うに足りる新規明白な証拠にはあたらないとの反対意見書が提出された。それに対して弁護団は2006年2月10日付で反論書を提出し、裁判所にすみやかな事実調べ開始をもとめている。

この事件は「状況証拠」の解釈のみにかかっているもので、裁判官の心証しだいで黒とも白とも解釈されてしまう。一審無罪なのに二審では有罪という結果が出てしまったのもそのためである。遺留コンドーム内精液（劣化度）の鑑定をした押田氏の証人尋問、被害者のバッグのDNA鑑定、という2段階構えでの請求を考えているが、これを推し進めるためのさらなる補強証拠が必要である。今の弁護団を活性化するため、新しい若手弁護士2名に加わってもらった。先入観のない視点から一件記録を読み直すことで、新しい証拠の発見につながればと期待をかけている。

新人弁護士の自己紹介

鈴木郁子弁護士 「弁護士になって4年目になります。地裁判決と高裁判決を読み比べてみて、あらためて、弁護士として、日本人として、何とかしなければならぬ事件だと思いました。途中参加となりますので、先輩弁護士や皆さんにできるかぎり早く追いつくとともに、新鮮な角度から物を見られるという強みを生かして、精一杯頑張りたいと思います。ねばり強く、しびといところが長所です。どうぞよろしくお願い致します」

宮村啓太弁護士 「数年前に神山弁護士の講演を聴く機会があり、以来、ゴビンダさんの事件には常に注目しておりました。この度、縁あって弁護団に参加させて頂くことになりました。先輩方に負けず熱意をもって取り組みます。先日、ゴビンダさんと初めてお会いし、改めてその思いを強くしました。どうぞ宜しくお願いいたします」

講演：ゴビンダ事件と再審 ……………秋山賢三弁護士

ゴビンダ事件は一審の東京地裁で刑事裁判の「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則に則り立派な無罪判決が出された。間接事実を行きつ戻りつしながらも最後に次の4点＜遺留されたコンドーム 4本の陰毛 定期券の破棄場所 101号室の鍵＞が解明されなければ有罪に出来ないという結論に達した。ところが高裁はほとんど実質審議もなく簡単な書面審理で僅か8ヶ月後に無期懲役という逆転有罪判決を下した。論理と実証という刑事裁判の根本的な立場を放棄している。「ひどい時代がやってきた」と思わざるを得ない。

高裁は7つの間接事実を有罪方向に認定し、ゴビンダ犯人説に合理的な疑いを入れる余地なしなどとしている。しかし、この再審で弁護団が「新証拠」として提出している「 Condom内精液の劣化度鑑定」(本件精液は、遺留後20日以上経過しているため、3月8日のゴビンダ犯行説は成り立たない)が受け入れられれば、高裁の確定判決の根拠となった7つの間接事実は崩壊するのである。

日本の警察は、とかく外国人に対して偏見を持っている。オーバーステイで別件逮捕したり、取り調べで罵倒したりするのは、恥ずべき人権侵害である。このようなことは日本人の品位に関わる問題として、日本人である私たちの手で解決しなければならない。本日は、外国人であるゴビンダさんのために多くの人が参加していて大変心強く思っている。

冤罪被害者や支援者からのアピール

不当な裁判で苦しめられ闘っている当事者や支援者の方々が集いに駆けつけ、熱いアピールをしてくれました。ともに連帯し、最後まで頑張ることを確認しあいました。

痴漢冤罪西部新宿線丸山事件 ----- 丸山功さん(雪冤の元被告人)

東京高裁で逆転無罪判決を勝ち取りました。本件は起訴にも至らない事件と一喝。

布川事件 ----- 桜井昌司(再審請求人)

水戸地裁土浦支部は再審開始決定。だが検察は即時抗告で妨害。どこまで苦しめるのか。

名張毒ぶどう酒事件 ----- 宮崎孝さん (守る会事務局長)

奥西勝さんは死の淵から一時帰還。名古屋高裁再審を決定するも検察が引き延ばし。

横浜事件 ----- 木村まきさん(再審請求人)

横浜地裁は司法の良心と責任を投げ捨てて免訴を言い渡した。闘いは終わらない。

7月学習会のお知らせ (*詳細は、チラシ同封)

日時 2006年7月15日(土)午後2時~4時

会場 渋谷区立勤労福祉会館(第4洋室)

内容 「激変する刑事裁判 ~ 公判前整理手続きの実態を検証する」

講師 坂根真也弁護士

事務局からのお知らせ

事務局会議：隔月第2火曜日 午後7時~9時 現代人文社：信濃町駅下車徒歩5分

<次回は7月11日(火)> 今年は「奇数月」となっていますのでご注意ください。

新法施行により、ゴビンダさんに直接、手紙を出せるようになりました。

[〒233-8501 横浜市港南区港南4-2-2 ゴビンダ・プラサド・マイナリ]

面会報告や集会報告の全文は、HPに随時掲載しています。

無実のゴビンダさんを支える会 事務局

〒160-0016 東京都新宿区信濃町20 佐藤ビル201 現代人文社気付 TEL:080-6550-4669

e-mail: govinda@jca.apc.org ホームページ <http://www.jca.apc.org/govinda>